

平成21年度から65歳以上の人の介護保険料額が変わります

基準額 4,900円（月額）



平成12年4月に始まった介護保険制度は、介護が必要になった人が安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていくものです。高齢化の進行に伴う要介護者の増加、介護サービスを利用しやすい環境などを踏まえ、3年に1度保険料額が見直されます。一人ひとりの保険料は、公費とともに制度を支える大切な運営財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

65歳以上で、介護保険料を普通徴収（納付書や口座振替）で納めている人



平成21年度の納付通知書を6月中旬ごろに送付

既に介護保険料を年金から差し引きされている人



10月年金受給分からの調整のため10月初旬ごろに決定通知書を送付

●所得などに応じて個人ごとに7段階（8区分）に分かれます

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料額	実際の支払い金額
第1段階	▽生活保護受給者 ▽老齢年金受給者	0.5	29,400円 (月額2,450円)	1期 3,300円 2～10期 2,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税 ▽前年の合計所得金額と課税年金収入などの合計が80万円以下の人	0.62	36,360円 (月額3,030円)	1期 3,960円 2～10期 3,600円
第3段階	▽前年の合計所得金額と課税年金収入などの合計が80万円を超える人	0.75	44,040円 (月額3,670円)	1期 4,440円 2～10期 4,400円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税 ▽前年の合計所得金額と課税年金収入などの合計が80万円以下の人	0.9	52,920円 (月額4,410円)	1期 6,120円 2～10期 5,200円
	▽前年の合計所得金額と課税年金収入などの合計が80万円を超える人	1.0 〔基準額〕	58,800円 (月額4,900円)	1期 6,600円 2～10期 5,800円
第5段階	▽前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.2	70,560円 (月額5,880円)	1期 7,560円 2～10期 7,000円
第6段階	本人が市民税課税 ▽前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.25	73,440円 (月額6,120円)	1期 7,740円 2～10期 7,300円
第7段階	▽前年の合計所得金額が200万円以上の人	1.5	88,200円 (月額7,350円)	1期 9,000円 2～10期 8,800円

【今回の改正の特徴】

- ①介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定に伴う保険料上昇分が、国の特別対策により3年間軽減されています。
- ②保険料段階や基準額割合を見直し、所得の低い人や税制改正で影響を受けた人の負担の軽減を図っています。

【問】健康生活課 ☎ 63-1418

野焼きQ&A



Q、野焼きは、どんなこと？

A、庭や空地などでの焼却、ドラム缶などでの焼却、ブロックを積み焼却することをいいます。家庭用簡易焼却炉も、焼却時の温度管理や排ガス対策が行われないために、法律で禁止されています。

Q、焼却禁止の例外はないのですか？

A、次の場合は、焼却禁止の例外として法律で定められています。

- ①国、県や市町村が河川などを管理するうえで排出した刈草、切った枝などの焼却
- ②地震などの災害によって発生した木くずなどの焼却
- ③風俗習慣または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
- ④農作業、森林管理などで行われる焼却（廃ビニールを含まないものに限る）
- ⑤たき火その他、日常生活を営むうえで行う軽微な焼却

※例外となっているものについても、むやみに焼却して良いというわけではありません。地域生活環境上支障を与え、苦情などのある場合は、行政指導の対象となります。

【問】環境保全課

☎ 63-1386 または ☎ 63-1370



家庭ごみ、庭の剪定くず・刈草などを庭先などで燃やしていませんか？近年、これら『野焼き』による、洗濯物に臭いや灰が付いたり、家の中に煙が入ってくるなどの苦情が多くなっています。また、家庭ごみの中には、ビニール類などの化学製品も含まれており、これらを燃やすと黒煙や悪臭が発生し、周辺の人々に多大な迷惑をかけることにもなります。

ご存知ですか？

野焼きは禁止されています！

平成 21 年度第二次 文化振興基金活用事業の募集

●助成対象事業 21年度に自ら企画して実施する次に掲げる事業で、広く市民に公開、公表するものが対象となります。ただし、事業の実施は6月以降になります。

①活動発表事業

複数の団体による共同作業や新たに実行委員会を作るなどして、従来の活動の枠を超えて行われる発表会などの事業。ただし、特定の流派、会員、個展などに関わる事業は対象外とします。

②文化情報事業

荒尾の文化を紹介するビデオ・パンフレットなどの制作で、文化情報の発信に寄与する事業。

③人材育成・交流事業

「荒尾市文化振興基金」では、本市の個性的な地域文化を創造し、豊かで活力に満ちたまちづくりに活かすことのできる文化活動（恒常的な活動は除く）を支援するため、予算の範囲内で助成を行います。

文化的な活動として開催される研究会、フォーラムなどで人材育成や交流を目的とする事業。

④その他の事業

文化によるまちづくりの振興に寄与するもので、市長が特に必要と認める事業。

●助成対象者 市内に住所または活動の本拠を有する団体

●助成金 補助対象経費の3分の2の額で、50万円を限度とします。

●募集期間 4月15日（水）～30日（木）

【申・問】政策企画課 ☎ 63-1274